

令和 8 年度 第 2 回小出警察署協議会議事概要

開催日時	令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 3 時 00 分から午後 4 時 00 分まで		
開催場所	小出警察署講堂		
出席者	委員 (定数 6 人)	角屋会長 穴沢副会長 浅井委員 柏原委員 佐藤委員 菰澤委員 (会長・副会長以下 50 音順)	計 6 人
	警察	安達署長 青山次長 生活安全課長 地域課長 佐藤刑事課長 篠田交通課長 警備課長 警務課長	計 8 人

管内の治安情勢

署長から、令和 8 年 7 月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

署長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 特殊詐欺被害防止対策への取組の推進

(1) 年金支給日特殊詐欺被害防止街頭広報の実施

6 月及び 8 月の年金支給日に、管内の金融機関前において、特殊詐欺等被害防止の広報を実施した。

(2) スーパーマーケット店舗前における特殊詐欺被害防止街頭広報の実施

管内のスーパーマーケット店舗前において、来店客に対し、特殊詐欺被害防止の広報を実施した。

(3) 防犯機能付き電話機プレゼントキャンペーンの実施

管内の協力団体から寄贈を受けた防犯機能付き電話機を管内住民に抽選でプレゼントするキャンペーンを実施した。

2 夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止に向けた取組の推進

(1) 中・高校生に対する薬物乱用・闇バイト加担防止教室の実施

管内の中学校・高校の生徒に対し、薬物乱用防止・闇バイト加担防止教室を実施した。

(2) 高校生に対する防犯広報の実施

管内の駅頭において、同駅を利用する高校生に対し、犯罪被害防止・闇バイト加担防止広報を実施した。

(3) 地元祭礼における街頭少年補導

管内で開催された祭礼の会場において、少年警察ボランティアと共に街頭少年補導を実施した。

3 夏休み期間における交通事故防止対策の推進

(1) ドライバーに対する安全運転講習会の実施

管内の自動車学校において、交通安全協会と合同で、管内所在の安全運転管理者選任事業所に勤務する20歳代から40歳代の運転手を対象に、危険予知トレーニングや教習所のコースにおける実車を使用しての実技走行などを実施した。

(2) 中学生に対する交通安全講話の実施

管内の中学校において、生徒及び教職員に対し、主として自転車利用の交通安全講話を実施した。

(3) 夏の交通事故防止運動の実施

夏の交通事故防止運動期間において、交通安全協会と合同で、管内家庭の戸別訪問や街頭指導を実施した。

(4) 「交通安全親子教室」の開催

夏休み期間中における子供の交通事故防止のため、交通安全協会、各地区子供会と合同で、交通安全親子教室を開催し、交通安全DVDの視聴や交通安全講話などを実施した。

(5) 祭礼会場における広報活動の実施

管内で開催された祭礼の会場において、交通安全協会と合同で、交通事故防止、生活道路における法定速度引き下げ等のチラシを配布した。

(6) 年金支給日における広報活動の実施

年金支給日に、管内金融機関前において、利用客に対し、交通事故防止、生活道路における法定速度引き下げ等のチラシを配布した。

(7) 交通死亡事故多発警報発令に伴う広報活動の実施

交通死亡事故多発警報発令に伴い、交通安全協会と合同で、管内のスーパーマーケット店舗前において、交通死亡事故防止のチラシを配布した。

(8) 法定速度引き下げ広報の実施

生活道路における自動車の法定速度引き下げについて、チラシ配布のほか、市が開設しているSNSや市役所内のデジタル広告板等への掲載依頼や、地元ラジオ番組での広報、管内企業が所有するデジタル広告板への掲載依頼などを行った。

(9) その他交通安全活動の実施

管内所在の企業、団体、シニアクラブ等において、交通安全講話や法定速度引き下げ広報を行ったほか、交通違反取締り、飲酒運転根絶に向けた飲酒検問、赤色灯を点灯しての管内パトロールなどを実施した。

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

- 1 特殊詐欺被害防止対策の推進
- 2 新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間・全国地域安全運動期間における取組の推進
- 3 夕暮れ時間帯における交通事故防止対策の推進

答申

小出警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

1 諮問事項に対する意見等

- (1) 少年警察ボランティアは、警察から学校へ呼びかけて募集しているのか。
○ 警察から個別に依頼して委嘱しています。
- (2) 特殊詐欺の被害金額が多額であるが、警察に相談するとどのくらいお金が戻ってくるのか。
○ お金を振り込んだ途端、犯人側がすぐに別の口座に移したり引き出したりするため、ほとんど戻ってこないのが実情です。まずは、被害に遭わないよう注意していただきたいと思います。
- (3) 要望すれば交通安全教室を開催してもらえるのか。私の地区でも検討したい。
○ 警察としても広報の機会をいただけるのでありがたく、ぜひご検討ください。要望をいただければ日程調整させていただきます。
- (4) 少年の非行防止について、管内のこの夏休みの状況について伺う。
○ スマートフォンの一部不適切な使用を把握しています。引き続き非行防止の活動を推進します。

2 その他の意見等

- (1) 信号機のサイクルが変則的な交差点があるが、交通事故防止のため、警察官にもその交差点で警戒してもらいたい。
○ 街頭活動の際の参考とし、可能な範囲で対応したいと思います。
- (2) 県道でも生活道路に該当するところはあるのか。農道などで、標識もなく広い道路などは、生活道路に該当するかどうかをどのようにして見分ければよいか。
○ まずは速度標識の有無を確認していただき、速度標識があればそれが最高速度となり、速度標識がなければ次に中央線の有無を確認してください。中央線がない場合は、最高速度は30km/hとなります。中央線がある場合は最高速度は60km/hです。農道等でも速度標識や中央線がない場所は、最高速度30km/hとなります。
- (3) 国道等で白線が除雪などにより消えてしまっているところが多いが、なかなか改善されない。白線は道路管理者が管理しているが、警察から道路管理者に改善を働きかけることはあるのか。生活道路の判断にも関わってくることなので、改

善していただきたい。

○ 引き続き、道路管理者に必要な働きかけを行います。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。